西和賀町大石地区斜面変状情報連絡会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要領は、西和賀町大石地区斜面変状情報連絡会議(以下「会議」という。)の設置 及び運営について必要な事項を定める。

(目的及び設置)

第2条 この情報連絡会議は、西和賀町大石地区において発生した斜面変状の挙動、今後の対 策等について、情報共有を図ることを目的に設置する。

(構成員等)

- 第3条 会議は別表1に掲げるものを構成員とする。
 - 2 会議に座長を置き、岩手県県南広域振興局土木北上土木センター所長を充てる。
 - 3 座長は、会務を総括し、会議を代表する。
 - 4 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 会議の開催は、座長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は岩手県県南広域振興局土木部に置く。

(雑則)

第6条 全各条に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

- この要領は、令和3年5月25日から施行する。
- 一部改正 令和3年6月10日 (構成員の追加)
- 一部改正 令和3年7月15日 (オブザーバーの追加)

別表1(第3条関係) 構成員名簿

所 属	役 職	備考
西和賀町	建設課長	
北上市	都市整備部道路環境課長	
北上地区消防組合	警防課長	
国土交通省東北地方整備局	副所長	
北上川ダム統合管理事務所		
東北森林管理局岩手南部森林管理署	総括治山技術官	
東日本高速道路株式会社東北支社	副所長(技術担当)	
北上管理事務所		
東日本旅客鉄道株式会社	企画室長	
盛岡支社 総務部 企画室		
岩手県北上警察署	交通課長	
岩手県県南広域振興局土木部	北上土木センター所長	座長

別表 2 (第 5 条関係) 事務局名簿

所 属	役 職	備考
岩手県県南広域振興局土木部	調整課長	
岩手県県南広域振興局土木部	調整課主任主査	
岩手県県南広域振興局土木部	北上土木センター	
	道路環境課長	
岩手県県南広域振興局土木部	北上土木センター	
	治水環境課主任主査	
岩手県県南広域振興局土木部	北上土木センター	
	西和賀出張所長	

オブザーバー

所属	役職	備考
岩手県県土整備部道路環境課	担当課長	
岩手県県土整備部砂防災害課	担当課長	
岩手県企業局施設総合管理所	発電課長	今回追加